

順天堂練馬病院と連携した自殺未遂者支援事業の概要

令和7年1月28日
練馬区健康部

1 現状と課題

- 直近5年間において区の自殺者全体のうち未遂歴のある人の割合は18%である。
- 自殺未遂者は自殺の再企図が多く、自殺のリスク要因、解決・減少するための支援が必要。
- これまで救急病院との連携は、病院の判断による区への情報提供にとどまっており、適切な支援を行うための体系的な体制整備が必要。

2 連携協定の締結

- 三次救急医療機関である順天堂練馬病院と区で「順天堂大学医学部附属練馬病院の運営に関する協定細目」に基づき、地域医療施策への協力として自殺未遂者等支援事業に係る連携協定を令和6年3月に締結した。

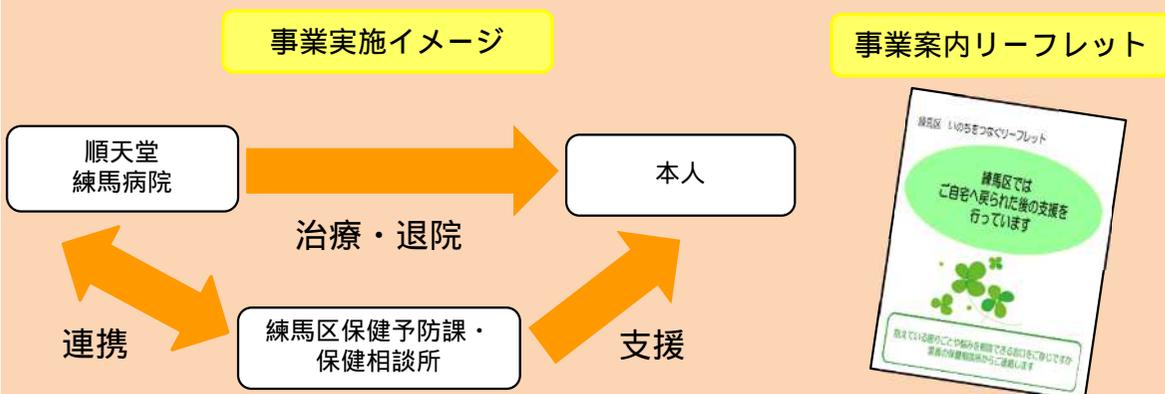
3 連携した取組み

事業内容

- 順天堂練馬病院に救急搬送された方やその家族に対し、病院のスタッフが事業案内リーフレットにより区の支援事業を案内し、ご本人やその家族の同意を得られた場合に、区に情報提供を行う。
- 区は情報提供を受けプッシュ型で、保健師・地域精神保健相談員がご本人やその家族の相談に応じ、関係機関につなぐ。

事業実施イメージ

事業案内リーフレット



支援方法

- 保健師・地域精神保健相談員は、ご本人やその家族の困りごとを丁寧に伺い、信頼関係の構築を図る。
- 必要に応じて、精神科への受診を勧めるほか、困りごとに適した各専門機関を案内する。切れ目のない支援のため、同行等を行う。
- 関係機関からの助言を踏まえて各保健相談所で支援方針を決定し、6か月ごとにモニタリングを行い支援の進捗管理を行う。
- 支援者のスキルアップのため、精神科医や自殺対策に取り組んでいるNPO法人等の職員を講師として招き、事例検討会を開催する。

